

改善報告書

令和5年7月25日

1. 大学名：鹿児島純心女子大学

(令和5年4月1日より、「鹿児島純心大学」に校名変更)

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学生の懲戒処分に関する規程の改廃権者が学長となっていない点については、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

学長は、令和4年12月26日の常任理事会に、「鹿児島純心女子大学の懲戒処分に関する規程」に、新たに「(規程の改廃) 第16条 この規程の改廃は、学長が決定する。」を改正条文として追加することを提案し、同日付で承認された。これにより、「学生の懲戒処分に関する規程」の改廃権者は学長であることが定められた。

5. エビデンス (根拠資料) 一覧

基準項目4-1の資料

- ・【資料4-1-①】 常任理事会 会議資料 (令和4年12月26日(月)開催)
- ・【資料4-1-②】 学生の懲戒処分に関する規程 改正 (案) 新旧対照表
- ・【資料4-1-③】 常任理事会 議事録 (令和4年12月26日(月)開催)